

今月の手話

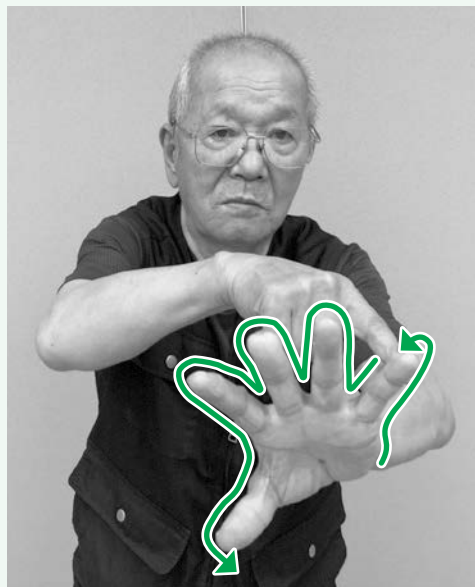
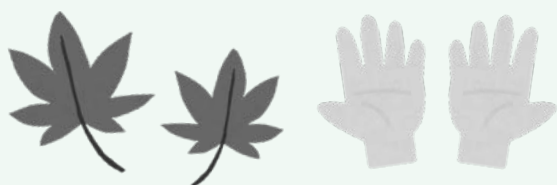
平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまがいつでも手話に親しめるよう、日常で使われることが多い手話を定期的に紹介します。

◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3225)

その69「紅葉」

左手を開き、右手の人差し指で、5本指を一筆書きでなぞります。

手のひらの形がもみじに似ていることが由来です。



今月の講師

上川北部聴覚障害者協会名寄支部(※) 藤森 元年さん

※名寄近郊に住む聴覚障がい者の会です。

電力・ガスの契約の切り替えは慎重に!

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

2日前、自宅に大手電力会社の関係者を名のる者が訪問し「この電気プランに切り替えると検針員が不要になるので、今より電気料金が10%安くなる」と勧誘され、検針票に書かれていた顧客番号などの情報を伝えて契約してしまった。クーリング・オフしたい。
(70代男性)



イラスト：黒崎玄

- ◆2016年4月より電力、2017年4月よりガスの小売り全面自由化が始まり、新たな事業者の参入もありさまざまな事業者が料金プランを提示している中、電話や訪問による電力・ガスの契約切り替えに関するトラブルが増えています。
- ◆検針票の記載情報(氏名・住所・顧客番号・供給地点特定番号など)は慎重に取り扱い、情報を聞かれてもすぐに教えたり見せたりしないようにしましょう。
- ◆大手電力会社や関連会社を名のって勧誘するケースもみられます。勧誘してきた会社と新たに契約する電力・ガス会社の社名や連絡先をよく確認しましょう。
- ◆「電気代が安くなる」などと言われても、料金プランや算定方法をよく説明してもらい、具体的な金額やメリット・デメリットを把握したうえで契約しましょう。検針票などの料金の明細書は必ず確認しましょう。
- ◆契約を変更してしまってもクーリング・オフ(契約解除)ができる場合がありますので、慌てずに対処しましょう。

アドバイス

困ったときは、消費生活センターに相談してください。